

## 特定保健指導の実施者の範囲について（案）

### 1 特定保健指導実施者のうち保健指導事業の統括者の範囲

- 医師、保健師、管理栄養士

注) 一定の研修の修了者であることが望ましい。

### 2 特定保健指導実施者のうち初回面接、対象者の行動目標・支援 計画の作成、保健指導の評価に関する業務を行う者の範囲

- 医師、保健師、管理栄養士
- 一定の保健指導の実務経験のある看護師（ただし、施行後 5  
年間に限る）

注) 一定の研修の修了者であることが望ましい。

### 3 特定保健指導の実施者の範囲

- 医師、保健師、管理栄養士その他栄養指導又は運動指導に関  
する専門的知識及び技術を有する者

※ 例えば、

- ・健康運動指導士
- ・T H P 指針に基づく運動指導、産業栄養指導、産業保健指導担当者

など